

第1章

東京都循環器病対策推進計画とは

1 計画の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病¹」という。）は、都民の主要な死亡原因であり、令和3年の人口動態統計によると、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、年間約3万人の都民が亡くなっています。

こうした現状に鑑み、予防や医療及び福祉等に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、東京都循環器病対策推進計画を策定しています。

2 計画の位置付け

本計画は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年12月14日法律第105号）第11条に基づく計画です。

国が策定する循環器病対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本とし、高齢化に伴う循環器病患者の増加や医療機関が集積する都内の状況を踏まえ、患者を含めた都民が、循環器病について知り、必要な支援を受け、安心して暮らせる社会の構築を目指し、計画を策定しています。

また、「東京都保健医療計画」をはじめ、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都医療費適正化計画」及び「東京都健康推進プラン21」等、関連する計画との整合を図っています。

3 計画策定と第一次改定

国は、令和2年10月に第1期基本計画を策定し、都道府県循環器病対策推進計画は、医療計画をはじめとする関係諸計画との調和が保たれたものとする必要があると記載しました。第1期基本計画の計画期間は、関係諸計画の改定時期に合わせ令和2年度から令和4年度までとされています。

都においては、令和3年7月に東京都循環器病対策推進計画を策定し、計画期間を令和3年度から令和5年度までとしました。

¹ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としており、同法に基づき策定する本計画についても同様とする。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭窄症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等多くの疾患が含まれる。

令和5年3月に、国は、第1期基本計画を見直し、第2期基本計画（計画期間：令和5年度から令和10年度）を策定しました。

都は、第2期基本計画の内容を踏まえるとともに、これまでの施策や都の特性を反映した取組を進めるため、東京都循環器病対策推進計画の第一次改定を行うこととしました。

4 計画期間

東京都循環器病対策推進計画（第一次改定）の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、それ以降も少なくとも6年ごとに計画を改定します。

また、毎年度、東京都循環器病対策推進協議会を開催し、本計画に定めた指標の達成状況等について評価・検討を行います。